



石川経営グループ

あなたの繁栄が私たちの喜びです！

税理士法人石川経営レポート

483号

今月の視点

さあ！いよいよマイナンバー！（9/3参院成立）

～御社のマイナンバーリスクは当事務所へ！～

（1）マイナンバーって、何のこと、誰の番号

マイナンバー制度とは、日本に住む全ての人に割り当て、企業や官公庁などの法人に唯一無二の番号を付すことで、複数の機関に存在する個人の情報を、同一人の情報であると確認するための社会基盤です。

正式名称は「社会保障・税番号制度」といいます。なお、割り当てられたマイナンバーの利用は、「社会保障」「税」「災害対策」に限定されています。

マイナンバー施行後は、唯一無二の番号「マイナンバー」であり、「氏名」「生年月日」「性別」「住所」の基本情報を使い、正確に個人の特定ができるようになります。

従来 of 行政上における本人確認に対する課題は、年金や社会保障、税務などの諸所で番号が異なるので収入の把握などが難しかったことです。永い期間にわたる個人を特定することができる諸制度を適正に運営することは難しい。医療分野など関連する機関との連携が難しいなどがマイナンバー導入の背景と考えられています。

10月5日時点で住民票記載の住民に、簡易書留で「通知カード」が送付されます。悉皆性として、住民票がある全ての人に12桁の番号（法人は13桁で国税庁通知で、法人にはプライバシーがないので誰でもホームページ上で検索が可能）が付されます。

個人番号カードは、通知カードとともに送付される申請書（写真を同封）を郵送するなどして、平成28年1月以降、市区町村の窓口で、通知カードと引換えに交付を受けることができる写真、ICチップ付きの身分証明書です（11桁+1〔チェックデジット、入力誤り防止の検査用数字〕）。以下が要点です。

- ・申請により、市区町村長が交付
- ・通知カードと引換えの初回交付は無料
- ・本人確認のための身分証明書
- ・表面に顔写真、裏側に個人番号
- ・ICチップに電子証明書を搭載

【石川マイナンバー管理システム】

マイナンバーは銀行のクレジットカードと同じで、厳格な管理が求められます。
お客様の会社での管理は「石川マイナンバー管理システム」を利用し、ノーリスクを！

(2) マイナンバーって、一体、何に使うもの

マイナンバーを利用する場面

- ・ 毎年6月の児童手当の現況届の際に市区町村にマイナンバーを提供します。
- ・ 厚生年金の裁定請求の際に年金事務所にマイナンバーを提供します。
- ・ 証券会社や保険会社等はマイナンバーの提供を受け、法定調書等に記載します。
- ・ 勤務先はマイナンバーの提供を受け、源泉徴収票等に記載します。

社員に要求される対応

- ①通知カードの保管、世帯分必ず大切に
- ②マイナンバーの申告・本人確認
- ③扶養家族のマイナンバー申告、本人がとりまとめて会社へ
- ④不用意にマイナンバーを他人に伝えない

(3) 会社のマイナンバーを記載した書類をいつから提出する

①マイナンバーの記載

会社は、従業員やその扶養親族の個人番号を取得し、給与所得の源泉徴収票や社会保険の被保険者資格取得届などに記載して、行政機関などに提出する必要があります。また、証券会社や保険会社が作成する支払調書や、原稿料の支払調書などにもマイナンバーを記載する必要があります。

②マイナンバー記載書類の提出時期

マイナンバーは平成28年1月以降、税や社会保障の手續における帳票や申告書等に記載し、行政機関等に提出することになります。

具体的には下記の通りですが、税務関係書類を中心にマイナンバーの記載と提出等が始まります。

〈税務関係書類の提出時期〉

		記載対象	番号の記載及び提出時期（一般的な場合）
所得税	(国税)	平成28年1月1日の属する 年分以降の申告書から	平成28年分の場合 ⇒平成28年分の確定申告期（平成29年 2月16日から3月15日まで）（個人住 民税及び個人事業税は平成29年3月15 日まで）
個人住民税	(地方税)		
個人事業税	(地方税)		
法人税	(国税)	平成28年1月1日以降に開 始する事業年度に係る申告書 から	平成28年12月末決算の場合 ⇒平成29年2月28日まで（延長法人は 平成29年3月31日まで）
法人住民税	(地方税)		
法人事業税	(地方税)		
法定調書	(国税)	平成28年1月1日以降の金 銭等の支払等に係る法定調書 から	(例) 平成28年分特定口座年間取引報告 書⇒平成29年1月31日まで
支払報告書	(地方税)	平成28年分の支払報告書か ら	(例) 平成28年分給与支払報告書 ⇒平成29年1月31日まで
申請書・届出書	(国税・地方税)	平成28年1月1日以降に提 出すべき申請書等から	各税法に規定する、提出すべき期限

〈社会保障関係の提出時期〉

雇用保険	平成28年1月1日提出分～
健康保険・厚生年金保険	平成29年1月1日提出分～

③企業の対応

I 既存・新規社員へのマイナンバー研修

メモに残さない、不用意に電話で伝えない。

II 社員に繰り返し「しっかりと受けとる」ことを願う

「大切に保管」メールなどで通知

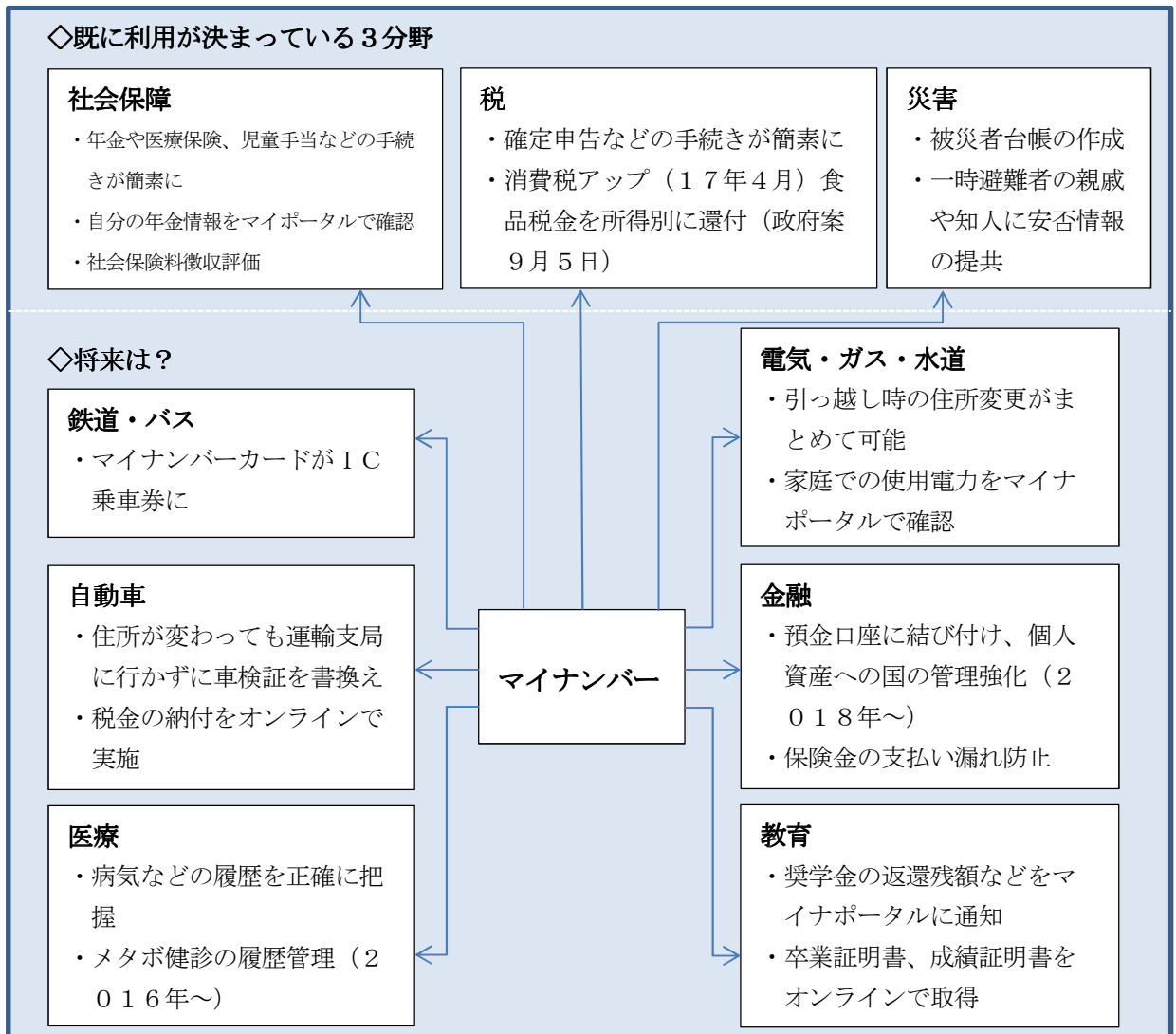
III マイナンバーの情報漏洩は企業リスク

「特定個人情報」より厳しい罰則、(懲役刑も) 扱った社員と会社両方ともに罰せられる
会社の留意点

- ・見ない聞かない言わない行わない
- ・他人や自分のマイナンバーを「メモ」に残さない
- ・マイナンバーの記載された面の個人番号カードのコピーを取らない
- ・見知らぬ人から電話で問い合わせされてもマイナンバーを伝えない
- ・業務上知りえた他人のマイナンバーについて口外しない
- ・マイナンバーが記載された書類は「不必要な人」が見ないようにマイナンバーの部分をマスキング(黒塗り)して厳重に送付するなど対策を講じること
- ・マイナンバーが記載された書類は「不必要に受け取らないこと」
- ・番号申告を行う場所には番号が漏洩しないようパーテーションなどでブースを設ける
- ・マイナンバーにアクセスできる担当者はあらかじめ限定し、その記録を常にとること
- ・マイナンバーにつながるシステムにはUSBメモリやスマホ等によって情報が漏洩しないよう工夫する

(4) マイナンバーで暮らしがどう変わる?

(9/4 毎日新聞)

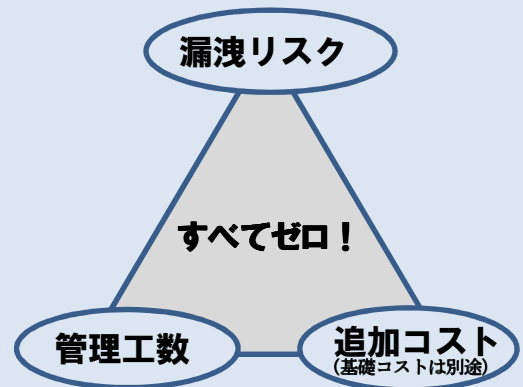


(5) 会社のマイナンバーへの取り組み

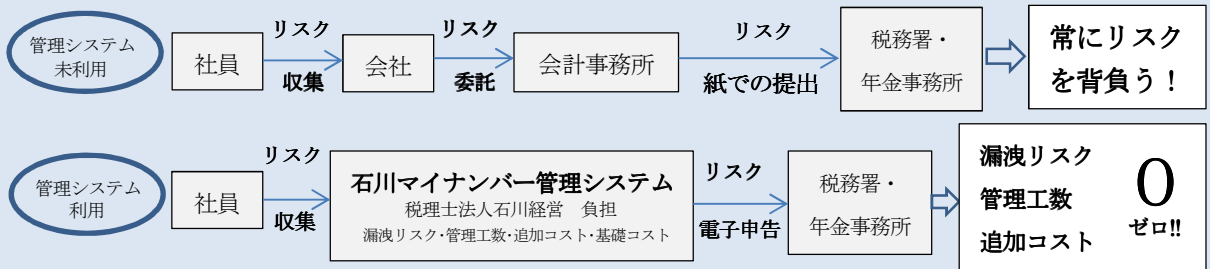
マイナンバーの管理は税理士法人石川経営にお任せ下さい!! 「持たずに管理」「持たずに申告」

石川マイナンバー管理システム

「石川マイナンバー管理システム」は、お客様から預かるマイナンバーを安全に収集・保管し、税務申告時・社会保険手続時に必要な場合にのみ利用できるサービスです。「持たずに管理」「持たずに申告」は、重要な個人情報であるマイナンバーの漏洩リスクを背負わないための基本。税務・会計・社会保険・給与システムのすべてをワンストップで提供している税理士法人石川経営のITシステムだからこそ実現できる、「安全志向」のお客様向けのマイナンバー対策サービスです。



◇マイナンバーの受け渡しフローから見る、セキュリティの仕組み



最適な方法はお客様の会社で「マイナンバー」に関わらないことです。社員の方々にご案内いただき、当事務所に直接、マイナンバーをお渡しいただく、これでお客様の会社はノーリスクです。当事務所の「石川マイナンバー管理システム」をご利用下さい。

ぜひ、当事務所にお問い合わせ下さい。ご質問、ご意見、ご相談などお待ちしております。

以上

石川 光男

【 国民年金保険料「10年の後納制度」間もなく終了します 】

終了日 : 平成27年9月30日

『10年の後納制度』とは・・・

過去10年間に納め忘れた国民年金保険料を納付することができる仕組みです。

(本来、国民年金保険料は2年を経過すると時効により納付することができません)

☆この制度を利用すれば、将来の年金額を増やすことができます。

将来の年金は自助努力です。滞納は9月が納期限! 税金も安くなる!

今月のセミナー

※ 各セミナー共、事前のお申込みをFAXにてお願いします。

1. 9月 16日 (水) 税理士平川忠雄 DVDセミナー
『税理士事務所に必要なマイナンバー制度の概要』
講師 柴田 和浩 時間 18:00~19:00
会費 会員 500円 一般 1,000円
場所 石川経営3Fセミナールーム
2. 9月 28日 (月) マイナンバーセミナー
『会社のマイナンバーの対応と準備』
講師 石川 光男 時間 18:00~19:00
会費 1,000円
場所 石川経営3Fセミナールーム
3. 9月 30日 (水) 相続セミナー
『あなたの「相続税対策」あぶないですよ!』
講師 石川 光男 時間 18:00~19:30
会費 会員 500円 一般 1,000円
場所 石川経営3Fセミナールーム

熱田・港倫理法人会のセミナー お問い合わせは石川経営まで TEL 651-6000

1. 9月 17日 (木) 第495回 経営者モーニングセミナー
講師 柳下 文寛 氏
テーマ 「 **すなお** 」
時間 AM 6:30 ~ AM 7:30 会費 無料
場所 金山ゼミナールプラザ
2. 9月 24日 (木) 第496回 経営者モーニングセミナー
テーマ 「 **事業経営～全ては我が心の反映～** 」
時間 AM 6:30 ~ AM 7:30 会費 無料
場所 金山ゼミナールプラザ

※倫理法人会セミナー、事前申込みは必要ありません。

受付で「石川光男の紹介です」とお伝えください。

※会場・・・金山ゼミナールプラザ 〒460-0024 名古屋市中区正木3-7-15
TEL 052-331-6411

9月の税務と労務

- ・ 7月の決算法人の確定申告、納税 期限 (9月 30日)
- ・ 1月の決算法人の中間申告、納税 期限 (9月 30日)
- ・ 1月の決算法人の消費税の中間申告 期限 (9月 30日)
- ・ 8月分源泉所得税納付 期限 (9月 10日)

発行人 税理士・中小企業診断士・社会保険労務士・行政書士 石川 光 男
〒456-0051 名古屋市長久区四番二丁目14番34号
TEL 052 (651) 6000 FAX 052 (652) 0066
ishikawa@ishikawakk.or.jp